

【プラグインハイブリッド自動車】

* 重量税:平成27年5月以降の新車新規登録等分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録等分から適用
 * 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		取得税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
BMW	BMW 225xe Active Tourer	DLA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除
	BMW 330e	DLA-XXXXX					
ボルボ	XC90	DLA-XXXXX					

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
 ※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

【クリーンディーゼル乗用車】

* 重量税:平成27年5月以降の新車新規登録等分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録等分から適用
 * 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		取得税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ジャガー	XF	LDA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
 ※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

【天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)】

* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		取得税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
いすゞ自動車	ギガ	QFG-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除

(注) 改造自動車については【認定低減性能向上改造自動車】に限ります。
 ※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
 ※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

平成21年排出ガス規制NOx・PM10%以上低減適合 かつ 平成27年度燃費基準+10%以上達成
 または
 平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準+15%以上達成

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		取得税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
いすゞ自動車	エルガ	QRG-XXXXX	75%軽減	75%軽減	本則税率	80%軽減	ハイブリッド車のみ 35万円控除

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
 ※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

平成21年排出ガス規制NOx・PM10%以上低減適合 かつ 平成27年度燃費基準+5%達成
 または
 平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準+10%以上達成

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		取得税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
いすゞ自動車	ギガ	QPG-XXXXX	50%軽減	50%軽減	本則税率	60%軽減	ハイブリッド車のみ 25万円控除

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。
 ※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

車種: 普通/小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【メルセデス・ベンツ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
GLC250 4MATIC	18305	DBA-253946C	1.991	1800	0002	13.4	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1830	0004									
				1830	0022									
				1860	0024									
				1810	0032									
				1840	0034									
				1840	0052									
1870	0054													

車種: 普通/小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【ボルボ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置			
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税		
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額	
ボルボS60	17686	DBA-FB420	1.968	1720	3351	13.6	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除	
				1720	3353										
				1730	3361										
				1730	3363										
ボルボS60	18295	DBA-FB4154T	1.497	1580	0151	16.5	+20%	+0%	○	50%軽減	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除	
				1580	0153										
				1590	0161										
				1590	0163										
ボルボV60	17686	DBA-FB420	1.968	1780	3301	12.8	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除	
				1780	3303										
				1790	3311										
				1790	3313										
ボルボV60	18295	DBA-FB4154T	1.497	1640	0101	16.5	+20%	+0%	○	50%軽減	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除	
				1640	0103										
				1650	0111										
				1650	0113										
ボルボXC60	17685	DBA-DB420XC	1.968	1880	3301	12.3	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除	
				1900	3311										
ボルボXC90	18301	DBA-LB420XC	1.968	2060	0101	12.8	+20%	+0%	○	50%軽減	18,700	25,000	60%軽減	25万円控除	
				2060	0103										
				2080	0111										
				2080	0113										
	ボルボXC90	18301	DBA-LB420XC	1.968	2080	0201	11.7	+20%	-	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
					2080	0203									
					2100	0211									
					2100	0213									
ボルボXC90	18302	DBA-LB420XCA	1.968	2080	0101	12.8	+20%	+0%	○	50%軽減	18,700	25,000	60%軽減	25万円控除	
				2080	0103										
				2100	0111										
	ボルボXC90	18302	DBA-LB420XCA	1.968	2100	0113	11.7	+20%	-	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除
					2100	0201									
					2100	0203									
ボルボXC90	18302	DBA-LB420XCA	1.968	2100	0211	11.4	+20%	-	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除	
				2120	0211										
ボルボXC90	18302	DBA-LB420XCA	1.968	2120	0213	11.4	+20%	-	○	25%軽減	28,100	25,000	40%軽減	15万円控除	

車種: 普通/小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【フォルクスワーゲン】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税の特例措置		取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分				重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
Cross Polo (DSG)	17815	DBA-6RCJZ	1.197	1130	0041	22.2	+10%	+0%	○	50%軽減	11,200	15,000	60%軽減	25万円控除
					0241									
Golf Touran TSI Comfortline (DSG)	18210	DBA-1TCZD	1.394	1560	0011	18.5	+20%	+10%	○	75%軽減	7,500	20,000	80%軽減	35万円控除
					0013									
Golf Touran TSI Highline (DSG)	18210	DBA-1TCZD	1.394	1560	0011	18.5	+20%	+10%	○	75%軽減	7,500	20,000	80%軽減	35万円控除
					0013									
Golf Touran TSI Trendline (DSG)	18210	DBA-1TCZD	1.394	1560	0001	18.5	+20%	+10%	○	75%軽減	7,500	20,000	80%軽減	35万円控除
					0014									

車種: 普通/小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【本田技研】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税の特例措置		取得税の特例措置										
						燃費値	低燃費区分				重量税額(円)		取得税										
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額									
オデッセイ	17637	DBA-RC1	2.356	1810	0081	13.4	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円									
				1790	0082										13.2	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円
				1800	0083																		
				1790	0084	13.6	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円									
				1800	0085~0086																		
				1810	0087~0089																		
				1820	0090																		
				1730	0091~0092																		
				1740	0093~0094																		
				1750	0095	13.0	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円									
				1740	0096																		
				1750	0097																		
				1760	0098																		
				1820	0099																		
				1770	0100~0101																		
17638	DBA-RC2	2.356	1820	0043	12.8	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円										
			1800	0044										12.6	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円	
			1810	0045~0047																			
			1820	0048~0050																			
			1830	0051~0052																			
			1800	0053	13.0	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円										
1830	0054																						
18290	DAA-RC4	1.993	1860	0001	26.0	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円										
			1890	0002										25.4	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円	
			1870	0003																			26.0
			1890	0004																			
			1880	0005																			
			1900	0006																			
			1800	0007	26.0	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円										
			1810	0008																			
			1820	0009~0010																			
			1880	0011	24.4	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円										
			1900	0012																			
			1880	0013																			
			1900	0014																			
			1890	0015																			
			1910	0016																			
1820	0017	25.2	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円													
1830	0018																						
1840	0019																						

車種: 普通/小型乗用車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【三菱自動車】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税の特例措置		取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分				重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ミラージュ	17942	DBA-A03A	1.192	900	0101	25.4	+20%	+0%	○	50%軽減	7,500	10,000	60%軽減	25万円控除
				910	0102									
				900	0103									
				910	0104									

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【レクサス】

【重量税の特例措置の区分】

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
GS300h	17617	DAA-AWL10	2.493	1740	0037	23.2	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
				1750	0038									
				1770	0039									
GS450h	17110	DAA-GWL10	3.456	1830	0053	18.2	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
				1840	0054									
				1850	0055									
				1860	0056									
NX200t	17804	DBA-AGZ10	1.998	1710	0056	13.0	+5%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
				1720	0057									
				1720	0059									
				1730	0062~0063									
				1730	0065									
				1740	0068~0070									
				1740	0074									
				1750	0075									
				1750	0077~0080									
				1750	0084~0087									
				1760	0088~0092									
				1760	0094									
				1760	0096~0100									

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【スズキ】

【重量税の特例措置の区分】

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
イグニス	18296	DAA-FF21S	1.242	850	0001~0002	28.8	+20%	+10%	○	75%軽減	3,700	10,000	80%軽減	35万円控除
				880	0003~0004									
				890	0601~0602	25.4	+20%	+0%	○	50%軽減	7,500	10,000	60%軽減	25万円控除
				920	0603~0604									

車種: 小型貨物車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用 【日産】

【重量税の特例措置の区分】
 「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量(ℓ)	車両重量 車両総重量(kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 1年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
NV200 バネット	16280	DBF-VM20	1.597	1950	0169~0170	14.0	+15%	○	50%軽減	5,000	5,000	60%軽減	25万円控除
				1960	0171~0172								
				1980	0173~0174	13.2	+20%	○	75%軽減	2,500	5,000	80%軽減	35万円控除
				1990	0175~0176								
				1950	0177	14.0	+15%	○	50%軽減	5,000	5,000	60%軽減	25万円控除
				1960	0178								
				1980	0179	13.2	+20%	○	75%軽減	2,500	5,000	80%軽減	35万円控除
				1990	0180								
1970	0181	14.0	+15%	○	50%軽減	5,000	5,000	60%軽減	25万円控除				
1980	0182												

車種: 小型貨物車 * 重量税: 平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税: 平成27年4月以降の新車新規登録分から適用 【マツダ】

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量(ℓ)	車両重量 車両総重量(kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 1年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ボンゴ	18217	DBF-SLP2V	1.798	2610	0001	11.4	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除
				2630	0002								
				2610	0003								
				2630	0004								
				2640	0005								
				2660	0006								
				2620	0051								
				2640	0052								
				2650	0053								
				2670	0054								
	2630	0101	10.8	+10%	○	75%軽減	3,700	7,500	80%軽減	35万円控除			
	2650	0102											
	2630	0103											
	2650	0104											
	2660	0105	10.6	+10%	○	75%軽減	3,700	7,500	80%軽減	35万円控除			
	2690	0106											
	2640	0151											
	2660	0152											
	2670	0153	10.8	+10%	○	75%軽減	3,700	7,500	80%軽減	35万円控除			
	2690	0154											
2690	0154	10.6	+10%	○	75%軽減	3,700	7,500	80%軽減	35万円控除				
2640	0151												
2660	0152												
2670	0153												
2690	0154												
2690	0154												
2690	0154												
2690	0154												
2690	0154												
2690	0154												
2690	0154	10.2	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2610	0102												
2590	0103												
2610	0104												
2620	0105												
2640	0106												
2590	0151												
2620	0152												
2630	0153												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500	60%軽減	25万円控除				
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154												
2650	0154	10.0	+5%	○	50%軽減	7,500	7,500						